

計画作成年度	令和元年度
計画変更年度	令和２年度
計 画 主 体	野辺地町

野辺地町鳥獣被害防止計画

令和２年３月１７日作成

令和３年２月２４日変更

<連絡先>

担 当 部 署 名 野辺地町 農林水産課
 所 在 地 青森県上北郡野辺地町字野辺地 123-1
 電 話 番 号 ０１７５－６４－２１１１
 F A X 番 号 ０１７５－６４－７５１０
 メールアドレス nourinsuisan@town.noheji.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、カワウ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、ハクビシン、アライグマ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	野辺地町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス	こかぶ等	被害額：3.3千円 被害面積：0.0008ha
カワウ	サケ稚魚、アユ、ヤマメ等	—
ツキノワグマ	とうもろこし等	被害額：2.6千円 被害面積：0.0008ha
ニホンジカ	—	—
ニホンザル	—	目撃はあるが、農作物被害の実態は把握できていない。
イノシシ	—	—
ハクビシン	こかぶ等	被害額：13.3千円 被害面積：0.0031ha
アライグマ	—	—
計		被害額：19.2千円 被害面積：0.0047ha

※令和元年度の現状値は、農家聞き取りを基に算定した令和元年11月末現在の推定値であるが、12月以降は農作物がほとんどない時期であるため、年間の値とみなしている。

(2) 被害の傾向

カラス	小規模な農作物被害が確認されている他、通学路付近に巣を作っているという通報があることから、対策を講じる必要がある。
カワウ	水産被害が確認されており、対策を講じる必要がある。
ツキノワグマ	馬門地区を中心に、自家消費用の作物を荒らしているといった情報が報告されており、付近の住民から不安の声が挙がっている。また、他地区でも、農作物被害の実態は確認できていないものの、目撃情報は数件あり、農林業への被害発生も懸念されるため、対策を講じる必要がある。

ニホンジカ	農林業被害等の実態は確認できていないが、町内で目撃情報があり、今後、農林業への被害発生が懸念されることから、対策を講じる必要がある。
ニホンザル	農作物等被害の実態は確認できていないが、町内で目撃情報があり、今後、農作物への被害発生が懸念されることから、対策を講じる必要がある。
イノシシ	農林業被害等は確認できていないが、近隣市町村で目撃情報があり、今後、農林業への被害発生が懸念されることから、対策を講じる必要がある。
ハクビシン	近年明前地区付近において、ハクビシンと思われる個体の目撃情報があり、また令和元年度には農作物被害も確認されたため、対策を講じる必要がある。
アライグマ	農作物等被害の実態は確認できていないが、近隣市町村で目撃情報や生息痕跡があり、今後農作物への被害発生が懸念されることから、対策を講じる必要がある。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	現状値（令和元年度）		目標値（令和4年度）	
	金額	面積	金額	面積
カラス	3.3 千円	0.0008 h a	2.7 千円	0.0006 h a
カワウ	－千円	－ h a	－千円	－ h a
ツキノワグマ	2.6 千円	0.0008 h a	2 千円	0.0006 h a
ニホンジカ	－千円	－ h a	－千円	－ h a
ニホンザル	－千円	－ h a	－千円	－ h a
イノシシ	－千円	－ h a	－千円	－ h a
ハクビシン	13.3 千円	0.0031 h a	10 千円	0.0023 h a
アライグマ	－千円	－ h a	－千円	－ h a
計	19.2 千円	0.0047 h a	14.7 千円	0.0035 h a

※令和元年度の現状値は、農家聞き取りを基に算定した令和元年11月末現在の推定値であるが、12月以降は農作物がほとんどない時期であるため、年間の値とみなしている。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	カラスについては、平成27年度に駆除、平成30年度に森林所有者へ枝払いの勧告を行った。 他の鳥獣についての実績はない。	ツキノワグマと思われる目撃情報が年々増加しており、今後の農作物等被害が懸念される。

防護柵の設置等に関する取組	防護柵の設置については、被害区域が広範囲であることから実施していない。	防護柵の設置は、被害区域が広範囲である場合、設置及び維持管理にコストがかかる。
---------------	-------------------------------------	---

(5) 今後の取組方針

野辺地町における農作物等被害は平成 30 年度末時点では確認されていなかったが、農家への聞き取りにより農作物被害が確認されたこと、またニホンジカやイノシシ、アライグマなどの生息域が県内で拡大していることから、被害拡大の前に対策を講じる必要がある。

しかし、平成 27 年 3 月 31 日に青森県猟友会野辺地支部が解散し、有害鳥獣捕獲業務に従事出来る者が町内にいないため、追い払いや捕獲活動を行うことが出来ない。そのため、青森県猟友会横浜町支部に協力を依頼し、今後の捕獲体制を整備していく。

また、鳥獣の種類や出没時期、被害状況等を把握し、農業者等に情報提供し、意識啓発に努めるとともに、鳥獣の保護と適正な捕獲を踏まえた捕獲体制の整備を図り、野生鳥獣による農作物等被害の軽減に努めるとともに、人身被害が無いようにすることを目標とする。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町は、青森県猟友会横浜支部の協力により、鳥獣被害対策実施隊を設置する。実施隊は農作物等被害を受けた農業者等からの要請により、農作物等被害の状況確認及び巡回を行い、有害鳥獣の捕獲を行う。

また、関係機関・団体と連携し、被害状況等の情報を共有する。

ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル及びイノシシの捕獲は、わな又はライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 2 年度 ～ 令和 4 年度	カラス、カワウ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、ハクビシン、アライグマ	鳥獣被害対策実施隊を設置することにより、捕獲を実施する人員確保を図るとともに、これまでどおり関係団体と連携し対策を実施する。 銃器の他に捕獲用わなの活用を協議会で検討する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定と考え方

捕獲については「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、対象鳥獣の被害に応じて捕獲方法や捕獲場所を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。

被害防止対策を強化するため、以下のとおり設定する。

①カラス

これまで捕獲実績はないが、農作物等被害を防ぐため、必要最小数を捕獲する。

②カワウ

これまで捕獲実績はないが、漁業への被害を防ぐため、必要最小数を捕獲する。

③ツキノワグマ

平成 28 年～平成 30 年度の捕獲実績は無かったが、目撃情報の増加、農作物の被害が確認されたこと、人的被害の発生が懸念されることから、出没時に捕獲を実施し、捕獲計画頭数を必要最小数とする。

④ニホンジカ

これまで捕獲実績はないが、地域への定着や農林業被害等防ぐため、予察を含め可能な限り捕獲する。

⑤ニホンザル

これまで農作物被害や捕獲実績はないが、過去に目撃情報が報告されるなど、人的被害、農作物等への被害を防ぐため、必要最小数を捕獲する。

⑥イノシシ

これまで捕獲実績はないが、地域への定着や農林業被害等防ぐため、予察を含め可能な限り捕獲する。

⑦ハクビシン

これまで捕獲実績はないが、地域への定着や農作物等被害を防ぐため、予察を含め可能な限り捕獲する。

⑧アライグマ

これまで捕獲実績はないが、地域への定着や農作物等被害を防ぐため、予察を含め可能な限り捕獲する。

(過去捕獲等実績)

対象鳥獣	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
カラス	－	－	－
カワウ	－	－	－
ツキノワグマ	－	－	－
ニホンジカ	－	－	－
ニホンザル	－	－	－
イノシシ	－	－	－
ハクビシン	－	－	－
アライグマ	－	－	－

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和２年度	令和３年度	令和４年度
カラス	必要最小数	必要最小数	必要最小数
カワウ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ニホンザル	必要最小数	必要最小数	必要最小数
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

捕獲等の取組内容
対象鳥獣：カラス 捕獲手段：銃器（ライフル銃を除く）、捕獲用わな 実施期間：５～１１月 実施場所：農作物等被害のあった周辺において関係団体と協議し、２次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を選定する。
対象鳥獣：カワウ 捕獲手段：銃器（ライフル銃を除く） 実施期間：通年 実施場所：猟銃による威嚇射撃の継続等の対策により、被害の軽減に努める。
対象鳥獣：ツキノワグマ 捕獲手段：箱わな、銃器 実施期間：通年（ただし、原則として狩猟期間及びその前後１５日間を除く） 実施場所：農林業被害等のあった周辺において関係団体と協議し、２次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を選定する。
対象鳥獣：ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ 捕獲手段：わな、銃器 実施期間：通年 実施場所：農林業被害等のあった周辺において関係団体と協議し、２次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を選定する。
対象鳥獣：ハクビシン、アライグマ 捕獲手段：箱わな 実施期間：通年 実施場所：農作物等被害のあった周辺において関係団体と協議し、２次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を選定する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

農林業被害等防止のためのツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル及びイノシシの捕獲は、わな又はライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし（権限委譲済み）	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
-	-	-	-

(2) その他被害防止に関する取組

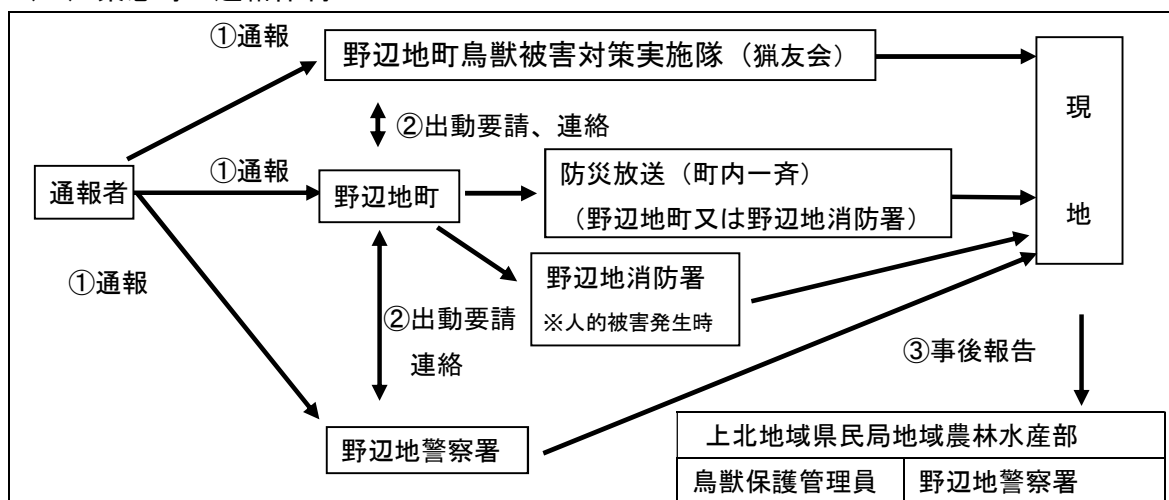
年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度 ～ 令和4年度	カラス、カワウ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、ハクビシン、アライグマ	・緩衝帯整備、収穫物の適期刈取、爆音機の設置等の取組を農業者及び漁業者等に対しての指導 ・住民への野生鳥獣による農作物被害に関する啓発活動 ・目撃情報の収集 ・広報や防災無線による注意喚起

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体または財産に係る被害を生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
野辺地町 農林水産課 防災安全課	・猟友会、野辺地警察署への出動要請及び連絡 ・町内へ一斉に防災無線を通じて情報提供
野辺地警察署	・現場確認等 ・銃器等の取り扱い指導、助言等
野辺地消防署	・町内へ一斉に防災無線を通じて情報提供 ・人的被害発生時に対応する。
上北地域県民局地域農林水産部 (林業振興課、農業普及振興室)	・町と連携した対応
野辺地町鳥獣被害対策実施隊 (青森県猟友会横浜支部)	・緊急捕獲の対応実施
鳥獣保護管理員	・鳥獣に関する指導及び助言

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正に処理する。特に、銃器に鉛弾を使用する場合は、確実に捕獲個体を回収する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、町廃棄物担当課と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、野辺地町鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である野辺地町等が廃棄物の排出者として適正に処理することとする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記6のとおり適切に処理する。

また、学術的活用の必要性がある場合は、試験研究機関等に検体として提供する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	野辺地町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
野辺地町 農林水産課	・被害防止対策の実施 ・野辺地警察署との連携 ・有害鳥獣捕獲業務の指導、助言
野辺地町 防災安全課	・防災無線による情報提供
野辺地消防署	・防災無線による情報提供
青森県上北地域県民局地域農林水産部 （農業普及振興室・林業振興課）	・有害鳥獣捕獲の指導、助言
野辺地警察署	・銃器等の取り扱い指導、助言
ゆうき青森農業協同組合 野辺地営農センター	・農作物被害に関する情報収集
ゆうき青森農業協同組合	・農作物被害に関する情報収集

らくのう営農センター	
野辺地町漁業協同組合	・水産物被害に関する情報収集
野辺地川漁業協同組合	・水産物被害に関する情報収集
鳥獣保護管理員	・野生動物との共存に係る助言、指導
青森県猟友会横浜支部	・有害鳥獣捕獲業務の実施 ・農業者等による被害防止対策の指導、助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
上北森林組合	・対象鳥獣の目撃や林業被害等に関する情報収集

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

野辺地町鳥獣被害対策実施隊は令和2年3月31日に設置した。
 実施隊員は、青森県猟友会横浜町支部・野辺地町農林水産課に所属する職員で組織する。
 別紙1 野辺地町鳥獣被害対策実施隊 体制図 参照

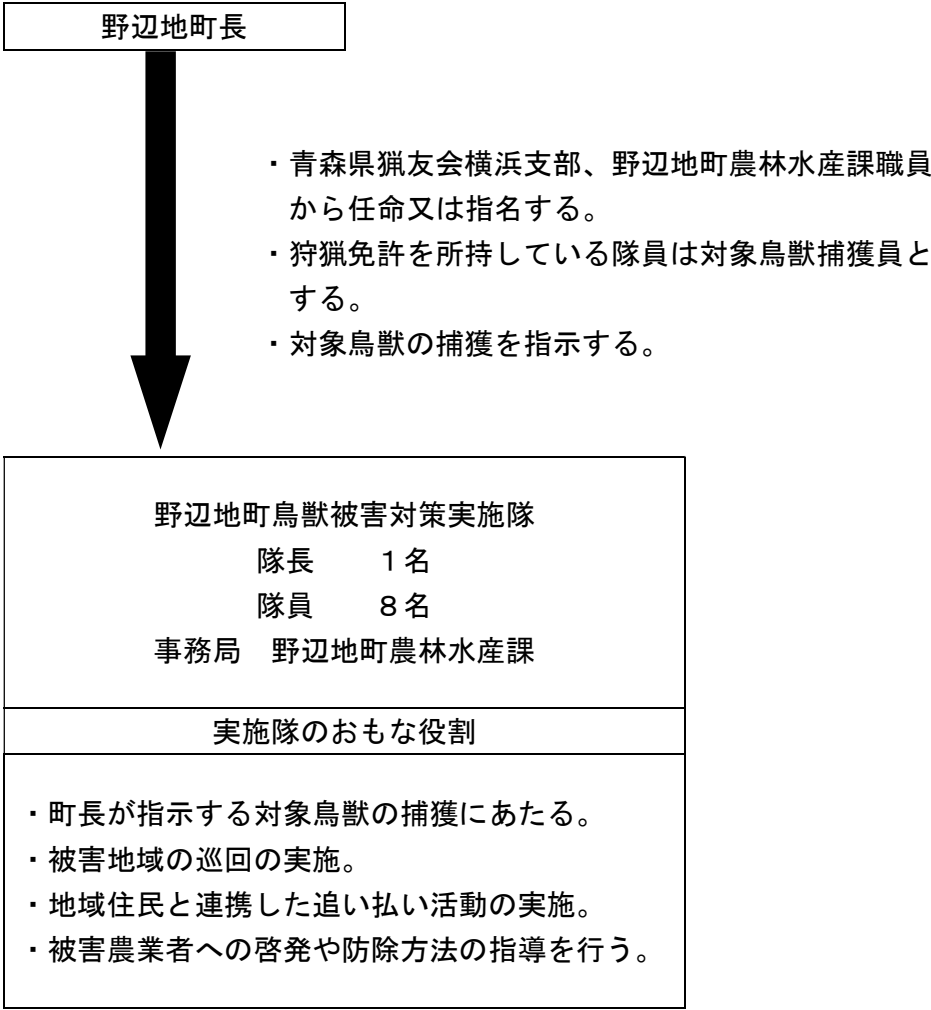
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣被害防止対策に関する研修会等に積極的に参加する。
 また、近隣市町村との連携を強化し情報の共有や対策の検討を行う。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

野辺地町鳥獣被害対策実施隊 体制図



※人数は令和 2 年 5 月現在